

板橋区立保育所延長保育実施要綱

昭和59年12月4日	区長決裁
昭和60年1月26日	一部改正
平成10年2月19日	一部改正
平成11年3月25日	一部改正
平成11年12月1日	一部改正
平成13年10月1日	一部改正
平成14年3月29日	一部改正
平成14年9月30日	一部改正
平成15年3月25日	一部改正
平成17年4月27日	一部改正
平成19年3月16日	一部改正
平成20年3月24日	一部改正
平成20年9月29日	一部改正
平成21年3月26日	一部改正
平成22年3月25日	一部改正
平成22年7月23日	一部改正
平成22年9月15日	一部改正
平成23年3月28日	一部改正
平成23年8月30日	一部改正
平成24年9月3日	一部改正
平成25年9月5日	一部改正
平成26年7月29日	一部改正
平成27年3月16日	一部改正
平成30年1月10日	一部改正
平成30年9月10日	一部改正
令和2年4月22日	一部改正
令和2年9月18日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立保育所条例（昭和36年4月1日東京都板橋区条例第15号）第11条に基づき、板橋区立保育所（以下「区立保育所」という。）における延長保育を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(延長保育の対象)

第2条 この要綱に定める延長保育の対象は、東京都板橋区立保育所条例第2条第2項に規定する認定子どものうち、保育必要量が保育標準時間を超えて恒常的に延長保育を必要とする子どもをいう。なお、保育短時間の認定子どもの延長保育については、別に定める。

(延長保育所の決定)

第3条 削除

(延長保育所の解除)

第4条 削除

(保育時間)

第5条 削除

(定員の決定等)

第6条 対象となる子どもの受入れ定員（以下「定員」という。）は、別表1及び別表1の2とする。

2 区長は、地域の需要等を考慮のうえ、必要と認めたときは延長保育所の定員を変更することができる。

(保育方法等)

第7条 延長保育の保育方法は、各区立保育所で定めることとする。また、夕食に影響を与えない程度の間食を給するものとする。

(職員の配置)

第8条 延長保育所には、この事業を実施するために、別表2に規定する職員を配置する。ただし、別表1の2に規定する区立保育所については、この限りでない。また、1歳未満児の延長保育の職員配置基準については別に定める。

(延長保育の申込み)

第9条 子どもの延長保育を希望する保護者は、延長保育申込書(別記第1号様式)に延長保育家庭状況届出書(別記第2号様式)その他必要な書類を添えて、区長に申し込むものとする。

(延長保育の承諾)

第10条 区長は、延長保育申込書を受理したときは、当該申込みに係る認定子どもの保育必要量及び延長保育の要否を調査する。

2 区長は、板橋区保育の利用要綱(昭和56年12月25日区長決定。以下「通常保育要綱」という。)第2条の規定により設置された保育所等入所選考会議において、別表3に定める延長保育実施基準表に基づいて延長保育実施の承諾の可否を決定する。

3 区長は、延長保育を承諾したときは、延長保育承諾通知書(別記第3号様式)により通知する。

(延長保育の不承諾)

第11条 区長は、延長保育申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、申込みを不承諾とし、延長保育不承諾通知書(別記第4号様式)により通知する。

- (1) 第2条に規定する延長保育の要件に該当しないとき。
- (2) 延長保育の要件に該当するが、欠員がないとき。
- (3) 延長保育申込み、届出等に虚偽があることが判明したとき。

2 前項第2号に該当することを理由として延長保育を不承諾としたときは、区長は、申込者が延長保育を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して6か月の間(6か月が経過するまでの間に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度末日までの間)を限度として当該申込みを有効なものとして取り扱うことができる。

(延長保育申込の取下)

第12条 申込者は、延長保育承諾決定前に延長保育を必要としなくなったときは、すみやかに延長保育申込取下届(別記第5号様式)により届け出るものとする。

(延長保育実施の解除)

第13条 区長は、延長保育の承諾決定をした子どもが、次の各号のいずれかに該当するときは、延長保育の実施を解除し、延長保育実施解除通知書(別記第6号様式)により通知する。

- (1) 延長保育を必要とする理由が消滅したとき。
- (2) 保護者から延長保育を必要としない旨の届出があったとき。
- (3) 転居その他の事由により保育の利用ができなくなったとき。

(延長保育実施の停止)

第14条 区長は、延長保育実施停止申請書(別記第7号様式)を受理したときは、通常保育要綱第9条に定めるところに準じて行う。

(延長保育の臨時利用)

第 15 条 区長は、保育の利用を承諾された者（第 10 条の規定により延長保育の実施を承諾された者及び満 1 歳未満の者を除く。）のうち臨時に延長保育を必要と認められる者に対し、延長保育の実施をすることができる。

2 子どもの延長保育を臨時に希望する保護者は、利用日、子ども氏名、申請理由、お迎え予定時間を記載した書面にて申し込むものとする。ただし、急を要する場合等においては、この限りではない。

3 区長は、前項の申し込みがあったときは、受入れ可能な人員の範囲以内で先着順により延長保育の承諾をする。この場合において、口頭その他の方法により申込者に対して、利用が可能である旨の通知ができる場合は、承諾通知書の交付を省略することができる。

（延長保育費用の徴収）

第 16 条 区長は、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）第 5 条に定めるところにより、延長保育費用の額を決定し、徴収する。この場合において、延長保育臨時利用者の延長保育費用については日額の延長保育費用の額に利用日数を乗じた額を徴収するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、延長保育の申込みについては、通常保育要綱に準ずるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 4 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

1 この要綱は平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

2 この要綱の別記第 1 号様式、別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後の入所に係る延長保育の実施に適用し、同日前の延長保育の実施については、なお、従前の例による。

3 この要綱の施行の際、板橋区保育所延長保育実施事務要綱（昭和 60 年 1 月 26 日区長決定）に基づいて作製された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 板橋区立保育所延長保育事業実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日区長決定）は、廃止する。

付 則

1 この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の板橋区立保育所延長保育実施要綱別表1、別表3、別記第1号様式、別記第2号様式の規定は、平成14年4月1日以後の入所に係る延長保育の実施に適用し、同日前の延長保育の実施については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区立保育所延長保育実施要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表 3 の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区立保育所延長保育実施要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表 3 の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の別表 3 の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

板橋区立保育所延長保育実施園

延長保育所	定員
板橋保育園	20名
弥生保育園	20名
赤塚保育園	20名
大谷口保育園	20名
小桜保育園	20名
ときわ台保育園	20名
蓮根保育園	20名
あさひが丘保育園	20名
東新保育園	20名
南前野保育園	20名
紅梅保育園	20名
高島平すみれ保育園	20名
高島平けやき保育園	20名
高島平つばみ保育園	20名
高島平もみじ保育園	20名
高島平さつき保育園	20名
高島平あやめ保育園	20名
かないくぼ保育園	20名
赤塚新町保育園	20名
高島平くるみ保育園	20名
向原保育園	30名
相生保育園	20名
坂下三丁目保育園	20名
上板橋保育園	20名
緑が丘保育園	20名
西前野保育園	20名
さかうえ保育園	20名
ゆりの木保育園	20名

別表1の2（第6条関係・第8条関係）

板橋区立保育所延長保育実施園

延長保育所	定員
にりんそう 保育園	39 名
こぶし 保育園	73 名

別表 2 (第 8 条関係)

対 象 定 員	配 置 基 準
6 人 ~ 14 人	非常勤又は会計年度任用職員 (2 時間) 2 人以上
15 人 ~ 20 人	正規保育士 1 人 非常勤又は会計年度任用職員 (2 時間) 1 人以上
	対象児童が 15 人以上で、0, 1, 2 歳児クラスで合計が 8 人以上になった場合に、正規保育士を 1 人増配置することができる。
21 人以上	必要に応じた人員配置を行う。

別表3（第10条関係）

延長保育実施基準表

保護者の状況（同居の親族その他の者が児童を保育することができない場合）			指数
類	型	細目	
就労	延長保育時間帯に月平均15日以上 の就労を常態と している場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分以上の場合	10
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分未満の場合	9
	延長保育時間帯に月平均10日以上 の就労を常態と している場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分未満の場合	7
入院（入院内定者を含む）		午後6時15分以降、延長保育を必要とする場合	10
病院・施設 付き添い	延長保育時間帯に月平均10日以上 の付添いを常態と している場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分未満の場合	7
災 害		午後6時15分以降、延長保育を必要とする場合	10
就学・技能 習得	延長保育時間帯に月平均15日以上 の就学・技能習得 を常態としている 場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分以上の場合	10
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分未満の場合	9
	延長保育時間帯に月平均10日以上 の就学・技能取得 を常態としている 場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間 が、30分未満の場合	7
特 例		区長が特に必要と認めた場合	10~7

延長保育実施基準（調整指数）

番号	調 整 指 数 条 件	指数
1	ひとり親世帯又は両親不存在世帯の場合	3
2	生活保護世帯の場合	2
3	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にある場合	- 1
4	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にない場合	- 2
5	きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という。）であって、当該在園児等に係る保育料または延長保育料のいずれかが入所申込締切日において正当な理由なく3か月分以上滞納されている場合	- 3

備 考

- 1 以下のものについては、延長保育の対象としてなじまないため除外する。
 - (1) 延長保育実施基準表の類型で指定する最低日数（10日）未満の場合
 - (2) 妊娠・出産（入院を伴う場合は、入院で取り扱う。）
 - (3) 居宅内療養・心身障がい（心身障がいで入院を伴う場合は、入院で取り扱う。）
 - (4) 介護の自宅付き添い
 - (5) 求 職
- 2 指数の算定については、上記の基準表に定める指数を基準に調整指数を加えたものとし、保護者のうち、どちらか低い方の指数を世帯の指数とする。なお、指数が同位の場合は次の順により決定する。
 - (1) 板橋区在住の者（入所月初日までの転入者を含む。）
 - (2) ひとり親世帯
 - (3) 延長保育の実施基準が高い者
 - (4) 保育料または延長保育料の滞納がない者
 - (5) 園に迎えに来られる時間の遅い順
 - (6) 兄弟姉妹がすでに延長保育を実施（内定を含む。）している者
 - (7) 同居祖父母（65歳以上または就労・傷病・心身障がいのある者を除く。）のいない者別世帯を含む
 - (8) 外勤（居宅外自営を含む）・居宅内労働（内職を除く。）・就学・その他の順
 - (9) 延長保育の利用にあたり、家庭状況に特別な理由のある者
- 3 延長保育の実施にあたっては、世帯指数の高い者から順次承諾するものとする。
- 4 居宅内療養・心身障がいについては、その期間児童を保護する者の状況で判断する。
- 5 同居の親族で調整がつく場合には対象としない。
- 6 保育の実施基準における調整指数は考慮しない。
- 7 自営業についても勤務証明書の提出を求め、実態把握を行う。
- 8 通勤時間についても、延長保育を必要とする時間として扱う。
- 9 加算の調整指数は、区外に在住する世帯（転入予定者を除く。）に適用しない。

延 長 保 育 家 庭 状 況 届

		母		父	
勤務先	名 称				
	所 在 地				
交通手段 ※使用する手段すべてに ○をつけて下さい		電車・バス・自転車・徒歩 その他()		電車・バス・自転車・徒歩 その他()	
通勤経路 ※勤務先から第1希望保育園 までの経路を記入してくださ い。公共交通機関(電車・バ ス)を利用する場合は、路線を ご記入ください。		勤 務 先 →	所要時間	勤 務 先 →	所要時間
		路線()	分	路線()	分
		→	所要時間	→	所要時間
		路線()	分	路線()	分
		→	所要時間	→	所要時間
路線()	分	路線()	分		
→ 保 育 園	所要時間	→ 保 育 園	所要時間		
路線()	分	路線()	分		
通勤時間。		片 道		片 道	
		分		分	

事務処理欄 (以下は記入しないでください。)

正 規 勤 務 時 間	: ~ :	: ~ :
時間外勤務時間平均	(時間)÷ (日) = (分)	(時間)÷ (日) = (分)
通 勤 時 間	(分)	(分)
お 迎 え 時 間	時 分	時 分

延長保育承諾通知書

様

板橋区長

次の児童の延長保育について、下記の通り承諾する旨通知します。
記

児童名		生年月日	
施設名		決定年月日	
保育料			
内容		階層	
実施期間			
備考			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延長保育不承諾通知書

様

板橋区長

申込みを受けた延長保育について、利用を希望した月に実施することはできませんでしたので通知します。ただし、下記の申込みの期限までは選考の対象となります。

記

児 童 名		生 年 月 日	
施 設 名		決 定 年 月 日	
内 容		申 込 の 有 効 期 限	
理 由			
備 考			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延長保育申込取下届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所 丁目 番号
方
申込者
(保護者) 氏名 _____

申込児童名
[]

の延長保育申込みは、下記の理由により取り下げます。

記

取下げ理由(該当するものに○をつけてください。)

ア. 家庭で保育できるようになった。

イ. 区内転居のため。 [新住所: 板橋区 丁目 番号] ウ.

区外転居のため。 [新住所:] エ. その他

(具体的に)

.....
.....
.....
.....

第 号
年 月 日

延長保育実施解除通知書

様

板橋区長

延長保育の実施を解除しましたので、通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名	保 育 園	決 定 年 月 日	年 月 日
内 容		解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 理 由			
備 考			

延長保育実施停止申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申込者 住所
(保護者)

電話

氏名

つぎのとおり延長保育の実施を停止していただきたく申請します。

保育所名	保 育 園
児 童 名	年 月 日生(歳)
停止月日	年 月 日から 月 日まで

理
由

停止扱いとされる場合について

停止については、延長保育が必要な状態が継続しているにもかかわらず、その児童の傷病等の理由で一時的に通所できなくなった場合に限りです。

停止は一時的(2か月以内)な扱いです。これを超える場合は、延長保育実施の解の傷病等の理由で一時的に通所できなくなった場合に限りです。

停止は一時的(2か月以内)な扱いです。これを超える場合は、延長保育実施の解除扱いとさせていただきます。上記のほかは欠席扱いとなりますので保育料は納めていただきます。